

熊本県森林環境保全整備事業実施要領の運用

〔平成23年9月16日 森整第515号〕
熊本県農林水産部森林局森林整備課長通知
最終改正：平成29年6月29日 森整第320号

1 人工造林及び樹下植栽等

- (1) コンテナ苗及び大苗等の低コスト造林に資する人工造林の植栽本数については、真にやむを得ない事情がある場合を除き、1,000本/ha以上を補助の対象とする。
- (2) 標高500m以下かつ緩傾斜の林地及び非農地化した土地へのセンダンの植栽本数は、熊本県林業研究指導所等の公的研究機関による研究成果に基づいて必要な保育施業を行う場合に限り、400本/ha以上を補助の対象とする。
- (3) 人工造林のうち拡大造林（天然林及び竹林を伐採し苗木を植栽するもの。）については、真にやむを得ない事情がある場合を除き、原則として補助の対象としない。
- (4) 人工造林のうち水田造林（その他の農地を含む。）又は非農地化した土地については、事前に農地転用の許可を受けているもの、もしくは農業委員会に対し「土地所有者が森林造成の意思を有するか否か」を照会し「森林造成の意思がある」旨の回答（書面）を得たうえで事業を行うものを補助の対象とする（当該許可証の写しを申請書に添付すること）。
- (5) 地拵え単独の申請は不可とする。
- (6) 特殊地拵えについては、スギ、ヒノキの人工林において、被害本数500本/ha以上かつ50m²/haの被害がある場合のみ補助の対象とする。
- (7) 樹下植栽等における、不用萌芽については、不要萌芽本数が2,000本/ha以上である場合のみ補助の対象とする。

2 下刈り

- (1) 下刈りの目的に鑑み、適期に行われたものを補助の対象とする。
- (2) 現地状況を勘案のうえ、下刈りが必要とされる場合は10年生までを補助の対象とする。ただし、7年生以上の下刈りを行う場合（キャビティコンテナ苗及びその他低コスト造林に資する植栽については、6年生以上の下刈りを行う場合）は、下刈り実施前・後の状況写真を補助金交付申請書に添付すること。なお、状況写真により下草等の繁茂状況が確認できない場合や主林木の成長に影響がないなど、下刈りの必要性が無いと判断される場合は、申請時に査定することとする。
- (3) 2回刈りは原則として補助の対象としないが、真にやむを得ない事情がある場合のみ補助対象とする。
- (4) 更新伐の後に樹下植栽を行った林分における下刈の事業実施面積は、林分の区域面積に更新伐の伐採率を乗じて算定した面積とする。

3 枝打ち

- (1) 枝打ちの高さは、地際から1.5m以上を施行する場合補助の対象とする。
- (2) 枝打ち幅については、1.0m以上行われているものを補助の対象とする。
- (3) 地際から1.5m未満について枝打ちが施行されていない場合は、補助の対象としない。

4 除伐

- (1) 再生竹除去については、侵入竹除去を実施した年度に続く2ヶ年までを補助対象とする。
- (2) 侵入竹除去については、侵入竹の本数が500本/ha以上の場合に補助の対象とする。

5 間伐

- (1) スギ、ヒノキの人工林を補助の対象とする。
- (2) 伐採率の上限は40%までとする。
ただし、保安林である場合は指定施業要件に適合するものであり、かつ、指定施業要件に定める伐採の限度を超えないこととする。
- (3) 地域森林計画区における伐採率の下限は、真にやむを得ない事情がある場合を除き、下記のとおりとする。
 - ・白川・菊池川、緑川、天草計画区 概ね25%
 - ・球磨川計画区 概ね30%
- (4) 巻き枯らしによる間伐は補助の対象としない。

6 更新伐

- (1) スギ、ヒノキの人工林を補助の対象とする。
- (2) 伐採率の上限等については、次のとおりとする。（別紙「熊本県における更新伐の考え方」参照）
 - ① 長期育成循環施業に基づく場合の伐採率の上限は、個別林分型の場合は40%とし、モザイク林誘導型の場合は、区域面積まで33%以下かつ森林所有者ごとに概ね50%以下とし、1伐区の面積は概ね1ha以下とする。
 - ② 長期育成循環施業、人工林整理伐及び整理伐以外の更新伐（以下、「通常更新伐」という。）の伐採率の上限は、50%とする。
ただし、保安林である場合は指定施業要件に適合するものであり、かつ、指定施業要件に定める伐採の限度を超えないこととする。
- (3) 伐採率の下限は、真にやむを得ない事情がある場合を除き、20%とする。
- (4) 整理伐及び巻き枯らしによる更新伐は補助の対象としない。
- (5) 通常更新伐は、伐採後速やかに更新を図る場合に補助対象とし、県の実施要領第2の5の(1)に基づき提出する事前計画の別記第7号様式の付表の1の2の更新伐の備考欄に更新方法及び時期を明記すること。（なお、速やかには、植栽経費の低減の観点から、伐採後概ね1年以内とする。）
また、補助金交付申請書に添付する別記第3号様式の備考欄に「通常」と記入すること。
- (6) 通常更新伐のうち、環境林整備事業の場合は、天然更新によるものとし、補助金交付申請書に添付する別記第3号様式の備考欄に「環境」と記入すること。

7 附帯施設等整備

- (1) 附帯施設等整備について、附帯施設等整備単独での申請は不可とし、要領第1の1の(1)のAからコ及び2の(1)のAの(ア)から(コ)、(2)のAの(ア)から(ケ)及び(3)のイの(ア)から(ケ)の施業と同時に申請する。
- (2) 鳥獣害防止施設の防護柵について、真にやむを得ない事情がある場合を除き、人工造林、樹下

植栽等及び下刈りの附帯施設として一体的に実施するものを補助対象とする。

(3) 附帯施設等整備における最低施行本数は次のとおりとする。

- ・剥皮防止材 400本/ha以上
- ・ツリーシェルター 300本/ha以上

(4) 荒廃竹林整備については、成林する竹林を全て除去した場合についてのみ補助対象とし、かつ成林する竹林の本数が400本/ha以上の場合に補助の対象とする。

(5) 剥皮防止資材、防護柵、ツリーシェルターの標準的な仕様は次のとおりとする。また、標準的な構造図は、別紙1のとおりとする。

・剥皮防止材（1本当たり）

種 別	数 量	備 考
カバー	1枚	13mm目合 H=1,420mm W=900mm

・防護柵（100m当たり）

①標準タイプ

種 別	数 量	備 考
ステン入りネット	100m	150mm目合 H=1,800mm φ0.19mm×8本
張りロープ	110m	φ10mm
押さえロープ	110m	φ8mm
アンカー杭	75本	L=400mm
被覆鋼管支柱	25本	φ33mm H=2,400mm
ステン入り補修糸	100m	φ2.6mm

②スカートタイプ

種 別	数 量	備 考
ステン入りネット	100m	150mm目合、H=1,800mm+W=600mm φ0.19mm×8本
張りロープ	110m	φ10mm
押さえロープ	110m	φ8mm
アンカー杭	100本	L=400mm
被覆鋼管支柱	25本	φ33mm H=2,400mm
ステン入り補修糸	100m	φ2.6mm

※ 公共検査機関の試験成績証明書において、一本法による引張強度が1,200N以上のネットとする。

③ツリーシェルター（1本当たり）

種 別	数 量	備 考
カバー	1本	φ100mm H=1,700mm
支柱	1本	φ16mm H=2,100mm
固定リング	3個	φ100mm
固定紐	3本	W=4.3mm L=157mm

8 搬出材積

(1) 森林環境保全直接支援事業の間伐における1ha当たり搬出材積は、「主として建築用材として供される素材」並びに「チップ、合板及び木質バイオマス等の用途に供される素材（以下「その他の素材」という。）」とし、50 m³/haを超えるものについてはその他の素材についてのみ加算することができる。

なお、更新伐の場合はその他の素材について加算できないものとする。

(2) (1)におけるその他素材の丸太換算率は、針葉樹が1トン当たり1.31 m³、広葉樹が1トン当たり1.03 m³で換算するものとする。

(3) 素材の考え方については、次のとおりとする。

① 「主として建築用材として供される素材」とは、基本的に製材工場等が板類、ひき割類及びひき角類などに製材する材のことで、原木市場の選別において「直材」及び「やや曲がり材」として取り扱われる材のこと。

② 「チップ、合板及び市木質バイオマス等の用途に供される素材」とは、チップ工場や合板工場、農業用ハウス及び火力発電所などへ直接納入される材のこと。

また、原木市場で取り扱われている材のうち、市場経由でチップ、合板及び木質バイオマス等の用途に供されると判断される、大曲りや割れ、腐れなどの材についても、建築用材以外の材として計上して構わない。

なお、これ以外の新たな用途については、必要に応じて森林整備課と協議することとする。

9 森林作業道

(1) 森林作業道の工事を請負に付す場合は、入札等を実施して適正な価格に基づく事業の執行に努めなければならない。

(2) (1)の場合の入札等に際しては、見積等にかかる仕様書を閲覧に付し、管理基準をあらかじめ示すこととする。

また、「熊本県森林土木工事共通仕様書」及び「森林土木工事施工管理基準」は適用しないことを示し、一般土木工事と同等の管理基準を求めないことを周知のうえ、未然に不要な管理を排除して間接工事費の低減を図らなければならない。

10 その他

森林法第10条の8第1項の「伐採及び伐採後の造林の届出」が必要な間伐等については、当該届出が市町村長に提出されているものを補助の対象とする。（市町村等からの適合通知等の写しを要する。）

※ 「真にやむを得ない事情がある場合」は、所管する各広域本部地域振興局長（熊本市にあつては農林水産部長。以下「地域振興局長等」という。）に施工前に必要な書類を添え協議するものとし、その判断は地域振興局長等が行う。

なお、「真にやむを得ない事情」とは、下記のとおりとする。

- (1) 森林の公益的機能による下流域の保全上、必要と認められるもの
- (2) 主林木の確実な成林に必要と認められるもの
- (3) 施行地の地形上、気象害等が予想されると認められるもの
- (4) 隣接する林分においてシカ等による剥皮被害が確認されるもの
- (5) 荒廃竹林整備跡地の維持管理上、必要と認められるもの

【別紙】

熊本県における更新伐の考え方

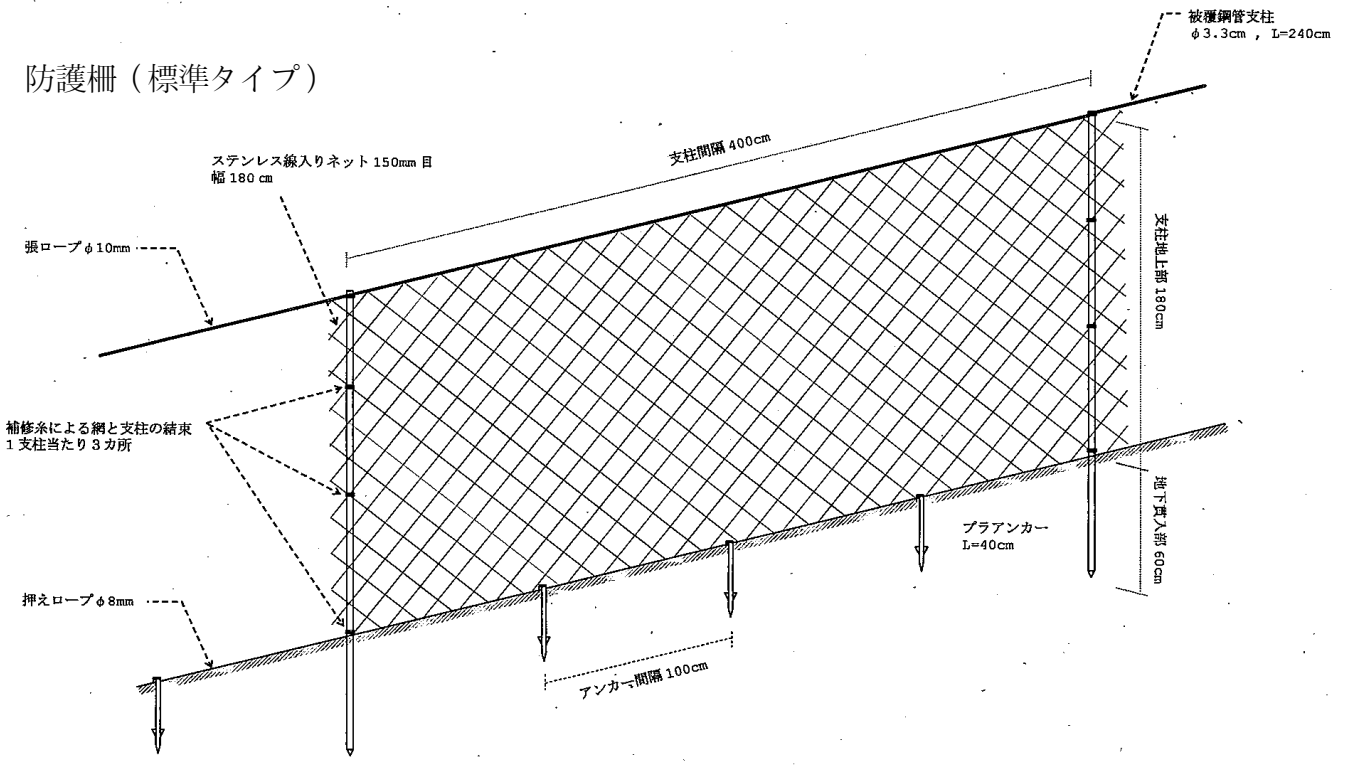
H25.6.21 森林整備課

更新の目的	作業内容 作業種	対象森林及び年齢級 ※1	伐採方法 ※3							更新方法 ※4		採択要件等		補助事業名	査定係数
			型(面積要件)	定性	列状	帯状	群状	モザイク状	伐採率	人工造林	天然更新	適用	施業要件		
育成複層林の造成及び育成	① 複層林造成及び育成 ・ 不用木の除去 ・ 不良木の淘汰 ・ 支障木やあばれ木等の伐倒 ・ 搬出集積(森林環境保全直接支援事業のみ) ★一体となって行う付帯施設及び森林作業道整備も可	人工林 (~18年齢級)		○	○	×	×	×	20%~50%	◎ (1,500本/haに伐採率を乗じた本数以上)	—	下記作業種以外で、1年以内に人工造林を行うこと	5ha以上、かつ10m3/ha以上の搬出(森林経営計画の場合、間伐と併せて5haで可)	直 森 接 林 支 環 援 境 事 保 業 全	170
										—	◎	・ 事業主体、所有者及び市町村長との協定が必要 ・ 保安林又は公益的機能別施業森林であること	0.1ha以上、伐倒・枝払い・玉切り・集積まで可能	環 境 林 整 備 事 業	180
長期育成循環施業の対象森林における適正な密度管理	② 長期育成循環施業 ★所有者の同意書又は協定書が必要 ★一体となって行う付帯施設及び森林作業道整備も可	人工林 (10~18年齢級)	個別林分型 (2ha以上)	○	○	—	—	×	20%~40%	◎ (1,500本/haに伐採率を乗じた本数以上)	○	伐採が、水土保全機能の発揮に与える影響が少ないと見込まれる場合、部分的に適用可	5ha以上、かつ10m3/ha以上の搬出(森林経営計画の場合、間伐と併せて5haで可)	森 林 環 境 保 全 直 接 支 援 事 業	170
				—	—	◎	◎	×	20%~40%						
			モザイク林誘導型(10ha以上)	—	—	—	—	○	20%~33%						
天然更新による針広混交林化、広葉樹林化の促進	③ 人工林整理伐	人工林 (~18年齢級)		○	○	◎	◎	×	20%~50%	◎	◎			×	
天然林の質的・構造的な改善	④ 整理伐	天然林 (~18年齢級)		—	—	—	—	—	70%以上	◎	◎			×	

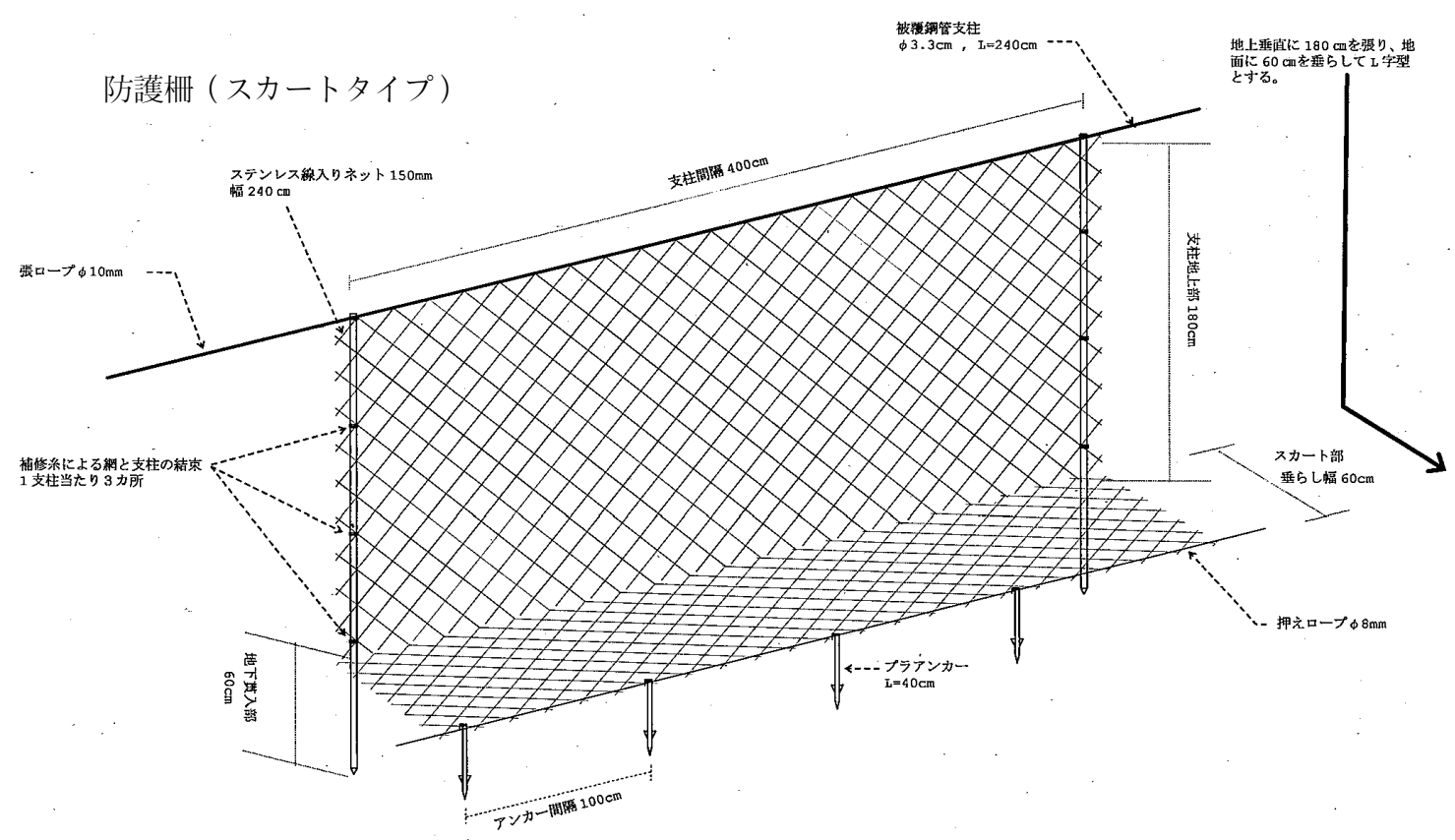
- ※1 森林経営計画に基づいて行う場合は、標準伐期齢の2倍の林齢まで可
- ※2 残存木の間隔が、主伐木の平均樹高の2倍までの帯状及び群状伐採が可
- ※3 保安林の場合は、指定施業要件に適合することとし、指定施業要件に定める伐採の限度を超えないこと
- ※4 ◎が原則、○も可(更新伐の翌年度から起算して2年以内に更新されない場合は植栽により更新を行うこと)

別紙1 標準的な仕様図

防護柵 (標準タイプ)



防護柵 (スカートタイプ)



ツリーシェルター

